

公益財団法人栢森情報科学振興財団

役員及び評議員、選考委員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人栢森情報科学振興財団（以下「本財団」という。）の定款第18条及び第36条に基づき、非常勤の役員（以下「役員」という。）及び非常勤の評議員等（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。尚、常勤役員及び常勤評議員の報酬に関する支給基準が必要となった場合は、評議員会で別途定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 選考委員とは、定款第52条に基づき置かれるものをいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び功労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員、選考委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員及び評議員、選考委員に対しては理事会出席等、必要の都度、支払うことができる。

(執筆原稿料)

第4条 役員等が理事長より原稿執筆を依頼されたときは、別に定める役員等へ執筆原稿料を支給する。

(報酬額)

第5条 報酬額は別表に定める。

- 2 諸謝金、原稿料は理事長が別に定める報酬額の表に基づいて決める。

(功労賞)

第6条 在職中、当財団の事業目的を達成する上で、おおいに貢献した功労者に対しては、評議員会の決議により、別表に定める報酬額表をもとに功労金額を決め、功労金を支給できるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第8条 本財団は、役員及び評議員、選考委員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(相談役及び顧問)

第9条 理事会で選任された相談役及び顧問には、役員と同等に、理事会出席等、必要の都度、支払うことができる。報酬等は別表に定める。

(公表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人栢森情報科学振興財団の設立の登記の日から施行する。

改定

平成23年5月20日改定

改定後の規程は、平成23年4月1日より有効とする。

<別表1>

非常勤の役員・評議員・相談役及び顧問の報酬

区 分	支 給 範 囲
理事・監事	会議・会合出席の都度、職務の執行対価、諸謝金等として一人一律8万円(税別)の範囲
評議員	会議・会合出席の都度、職務の執行対価、諸謝金等として一人一律8万円(税別)の範囲
相談役・顧問	会議・会合出席の都度、職務の執行対価、諸謝金等として一人一律8万円(税別)の範囲
功労金	上限30万円(税別)とする

上記規則・金額等を変更する場合は、評議員会で決定する

<別表2>

選考委員の報酬

区 分	支 給 範 囲
研究助成選考謝礼金	年額 20万円(税別)の範囲
選考委員会出席諸謝金	諸謝金等として一人一律4万円(税別)の範囲
理事会・評議員会出席	会議・会合出席の都度、職務の執行対価、諸謝金等として一人一律8万円(税別)の範囲
功労金	上限30万円(税別)とする

上記規則・金額等を変更する場合は、評議員会で決定する

<別表4>

非常勤の役員・評議員・相談役・顧問及び選考委員の執筆原稿料

区 分	支 給 範 囲
執筆原稿料	機関誌の執筆原稿料は1万円(税別)とする。 その他記念事業等も含めた執筆原稿料は、原稿1枚(400文字)に対し1万円(税別)までの範囲とする、ただし原稿料の枚数に関わらず、総額は30万円(税別)までとする

上記規則・金額等を変更する場合は、評議員会で承認する